

平成29年第7回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年7月20日(木)午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 ニセコ町役場 第2会議室

3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木 隆志		
会長職務代理者	9番	松田 修身		
委員	1番	茶谷 久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田 和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚 成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松 利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井 修	11番	山崎 常雄
	12番	大野 智美		

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

- 第1 仮議席の決定
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 選挙第1号 ニセコ町農業委員会会長の互選について
- 第4 会期の決定
- 第5 選挙第2号 ニセコ町農業委員会会長職務代理者の指名について
- 第6 議席の決定について
- 第7 協議第1号 農業委員の担当地区及び農地委員の指名について
- 第8 協議第2号 北海道農業会議普通会员の指名について
- 第9 追加報告第1号 ニセコ町農業委員会規則の一部改正について
- 第10 追加報告第2号 ニセコ町農業委員会会議規則の一部改正について
- 第11 追加報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況完了報告の受理について
- 第12 追加報告第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について
- 第13 追加議案第1号 農地利用最適化推進委員について
- 第14 追加議案第2号 土地の現況証明願出について
- 第15 追加議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について
- 第16 追加議案第4号 農用地利用関係調整委員の指名について
- 第17 追加議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 福村 一広 農地係長 高田 伸次

7 会議の概要

事務局

本日は大変ご苦勞様です。

本総会は一般選挙後、町長招集によりまず最初の総会でありますので、片山町長よりごあいさつをいただきたいと思ひます。

片山町長よろしくお願ひいたします。

町 長

皆さんこんにちは。お忙しい中、こうしてご参集いただきまして大変ありがとうございます。今日は大変盛りだくさんの議案があると聞いております。

農業委員会制度も変更になり、農業者以外も入っているおり制度が詳しくない状態での農業委員となっておりますが、新たな視点、新しい価値で、たくさんの課題を解決してもらいたいという趣旨で改正が行われています。

また、ニセコ町では国営事業による基盤整備で、農業経営の効率化で農家の生活基盤の確保を図っていききたいという思いから整備を行っていますが、今工事をおこなっているところを見ると石がすごいあり、いままで石の上で農作業を行っているようなものであり、これからもどんどん改良をすすめていききたいと考えています。

ニセコ町は環境モデル都市になって、CO2を86%削減する計画を立てており、この達成は可能であり、将来的にはホテルも含めてニセコ町全体のエネルギーを全て自然再生エネルギーにしたいとも考えています。

農業委員はさまざまな課題解決など非常に職責が重い委員であり、30年、50年先を見据えて活発な議論をしていただきたい。

今後ともニセコ町として発展していけるようご指導、ご助言をお願い申し上げます。

また、これから夜も懇談の場があると聞いておりますので、その場でもさまざまな懇談させていただけたらと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。

ここで、事務局職員を紹介いたします。

私は、事務局長の福村です。次に農地係長の高田です。そして、臨時職員の大沼です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、委員の皆様の自己紹介をお願いいたします。順番につきましては、仮議席の1番から順次お願ひいたします。

【仮議席1番から順次自己紹介】

片山町長には、この後公務がありますので、これにて退席いたします。

【町長退席】

事務局

これより総会に入りますが、総会の議長はニセコ町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長があたることになっていますが、会長が互選されるまでの間、ニセコ町農業委員会会議規則第3条で、最年長委員が臨時に議長の職務を行うことになっていきます。出席委員中、最年長委員は長井修氏でありますので、長井委員にお願いいたします。

それでは、長井委員をご紹介いたします。

【長井委員 議長席に着く】

臨時議長

ただいまご紹介いただきました、長井でございます。

ニセコ町農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が互選されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまから、平成29年7月20日、第7回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

【仮議席番号1番荒木隆志、2番山崎常雄、3番松田修身、4番平松利幸、5番大田和広、6番大野智美、7番佐藤寿恵、8番大加瀬真紀子、9番大橋敏範、10番、芳賀修一、11番茶谷久登、12番長井修、13番笹塚成之】

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により臨時議長において、仮議席番号1番荒木隆志君、仮議席番号2番山崎常雄君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の福村事務局長と高田係長を指名いたします。

日程第3、選挙第1号「ニセコ町農業委員会会長の互選」を行います。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【選挙第1号の朗読】

ただいま議案の朗読をしましたが、その関係条文は、参考として記載しているとおりであり、読み上げて説明といたします。

【関係条文の読み上げ】

以上で終わります。

臨時議長

これをもって、議案の朗読と説明を終わります。

選挙は投票により行います。

会議場の出入り口を閉鎖します。

臨時議長

【高田係長 会議場を閉鎖する】

ただいまの出席委員は13名であります。

投票用紙を配ります。

【高田係長 投票用紙配布】

投票用紙の配布もれはありませんか？

【「なし」の声あり】

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

【事務局長が投票箱を開けて、臨時議長と委員席に向けて確認させ、その後施錠する】

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

点呼に応じて、投票用紙に会長候補の氏名を記載のうえ、順次投票願います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【事務局長は仮議席により点呼、委員は点呼により投票】

投票もれはありませんか？

【「なし」の声あり】

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

開票立会人2名を選任したいと思います。

立会人は、臨時議長において指名することによろしいかお伺いたします。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

立会人に、山崎常雄君、平松利幸君を指名いたします。

両君の開票の立会いをお願いいたします。

【開票（事務局長が投票箱を開錠し、立会人の立会いのもと開票）】

【事務局長は開票結果を議案及び臨時議長の議事次第に転記】

開票の結果を報告いたします。

投票数 13票

これは先ほどの出席委員に符号いたしております。

そのうち、有効投票 13票、無効投票 0票、

有効投票のうち、荒木隆志君 12票、松田修身君 1票

以上のおりであります。

したがって、荒木隆志君が会長に当選となりました。

臨時議長

会議場の出入口の閉鎖を解きます。

【高田係長 会議場の閉鎖を解く】

ただいま、会長に当選されました、荒木隆志君から発言を求められておりますので、これを許します。

新会長

私のほうからごあいさつ申し上げます。

この度の再度会長の選任ということで、農業委員会会長職に当選させていただきました。前は、私より期数が多い委員もいたのですが私ということでやらせていただきました。今回は2期目ということで身に余る光栄であり皆様方と協同して職務を勤めさせていただきます。今後よろしくお願いいたします。

臨時議長

ここに新しい会長を迎え、私たち委員全員は会長を中心として、農業委員会に課せられた使命を果たしていくこととなりますので、皆様のお力添えをお願い申し上げます。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。会長、議長席にお着き願います。

【荒木会長、議長席に着く】

議長

日程第4、「会期の決定」の件を議題といたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか？

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

日程第5、選挙第2号「ニセコ町農業委員会会長職務代理者の互選」を行います。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【選挙第2号の朗読】

ただいま議案の朗読をしましたが、その関係条文は、参考として記載しており、読み上げて説明といたします。

【関係条文の読み上げ】

以上で終わります。

議長

これをもって、議案の朗読と説明を終わります。

選挙は投票により行います。

議長

会議場の出入口を閉鎖します。

【高田係長 会議場を閉鎖する】

ただいまの出席委員は13名であります。

投票用紙を配ります。

【高田係長 投票用紙配布】

投票用紙の配布もれはありませんか？

【「なし」の声あり】

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

【事務局長が投票箱を開けて、議長と委員席に向けて確認させ、その後
施錠する】

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

点呼に応じて、投票用紙に会長職務代理者候補の氏名を記載のうえ、順次投票
願います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【事務局長は仮議席により点呼、委員は点呼により投票】

投票もれはありませんか？

【「なし」の声あり】

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

立会人には、先ほどと同じく、山崎常雄君、平松利幸君を指名いたします。

両君の開票の立会いをお願いいたします。

【開票（事務局が投票箱を開錠し、立会人の立会いのもと開票）】

【事務局は開票結果を議案及び議長の議事次第に転記】

開票の結果を報告いたします。

投票数 13票

これは先ほどの出席委員に符号いたしております。

そのうち、有効投票 13票、無効投票 0票、

有効投票のうち、松田修身君 12票、平松利幸君 1票

以上のおりであります。

したがって、松田修身君が会長職務代理者に当選されました。

会議場の出入口の閉鎖を解きます。

【高田係長 会議場の閉鎖を解く】

議長 ただいま、会長職務代理者に当選されました、松田君から発言を求められておりますので、これを許します。

新代理 皆さん、今回職務代理者ということで、私、未熟ながら務めさせていただきたいと思います。荒木会長とともに、ニセコの農業委員会、そしてニセコ町の農業振興のためにがんばって参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第6、「議席の決定について」の件を議題といたします。
事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 【日程第6号の朗読】

ただいま議案の朗読をしましたが、その関係条文は、参考として記載しているとおりであり、読み上げて説明といたします。

【関係条文の読み上げ】

以上で終わります。

議長 最初に、本抽選の順序についてお諮りいたします。
抽選の順序は、今ご着席の仮議席1番から順次行うことにしたいと考えます。
これにご異議ありませんか？

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本抽選の順序を仮議席の1番から抽選することに決しました。

それでは、議席の本抽選を行います。

【事務局が中心となって抽選棒で抽選を行い、抽選結果を別紙に記入】

事務局長が仮議席1番から順番に番号と指名を呼び上げますので、順番に抽選願います。

【事務局長 1番から点呼、委員は点呼により抽選を行う】

【荒木新会長については13番が指定席のため抽選せず】

ただいま、議席が決定いたしました。

議席番号と名前を事務局に朗読させます。

事務局 それでは、議席番号と名前を読み上げます。

議席番号1番、茶谷久登、議席番号2番、大橋敏範、議席番号3番、大田和広、議席番号4番、佐藤寿恵、議席番号5番、笹塚成之、議席番号6番、芳賀修一

事務局

議席番号7番、平松利幸、議席番号8番、大加瀬真紀子、議席番号9番、松田修身、議席番号10番、長井修、議席番号11番、山崎常雄、議席番号12番、大野智美、議席番号13番、荒木隆志（指定席）【敬称記載省略】

議長

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま決定の議席にお着き願います。
この際、暫時休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時41分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、協議第1号「農業委員の農地委員の指名及び担当地区について」の件を議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【協議第1号の朗読】

内容については、朗読したとおりです。

ただいま議案の朗読をしましたが、その関係条文は、ニセコ町農業委員会規則第7条です。記載はありませんが、読み上げて説明といたします。

第7条 委員会は、農地利用関係等を調整する農地委員を置くことができる。

2 農地委員の選任は、初総会において行う。

3 農地委員は農業委員の中から選任し、担当する地区も初総会において決定する。

議長

これをもって、議案の朗読と説明を終わります。

ただいま、事務局から議案の朗読と説明がありましたが、担当地区について協議願います。

どなたか、ご発言を願います。

1番

事務局で原案があれば提案願います。

議長

事務局の方で提案があればとの発言がありましたので、発表していただきたいと思えます。

事務局

それでは、事務局から担当地区についての提案を申し上げます。中立委員については担当地区は割り振っていません。

事務局

議席番号2番、大橋委員、有島、有島1・2・3、元町親交会、羊蹄、市街・里見親交会

議席番号3番、大田委員、西富、桂、昆布、瑞穂

議席番号5番、笹塚委員、宮田親交会の黒川、富川地区

議席番号6番、芳賀委員、曾我親交会（北栄、西山）

議席番号7番、平松委員、近藤親交会

議席番号9番、松田委員、曾我親交会（東山、滝台）

議席番号10番、長井委員、福井親交会

議席番号11番、山崎委員、ニセコ親交会

議席番号12番、大野委員、宮田親交会の宮田、小花井地区

議席番号13番、荒木会長、統括

議長

以上提案いたしますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

これより、協議第1号「農業委員の農地委員の指名及び担当地区について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、協議第1号「農業委員の農地委員の指名及び担当地区について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8、協議第2号「北海道農業会議普通会员の指名について」の件を議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【協議第2号の朗読】

ただいま、議案を朗読しましたが、その関係条文は参考として記載しており、読み上げて説明といたします。

【関係条文の読み上げ】

以上で終わります。

議 長

これをもって、議案の朗読と説明を終わります。
北海道農業会議普通会員の指名について、どなたかご発言願います。

【10番挙手】

10番

会長にお願いしたいのですが。

議 長

ただいま、会長との発言がございましたが、これにご異議ありませんか？

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、北海道農業会議普通会員は、私に荒木に決定しました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか？

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第9、追加報告第1号「ニセコ町農業委員会規則の一部改正について」の件、日程第10、追加報告第2号「ニセコ町農業委員会会議規則の一部改正について」の件、日程第11、追加報告第3号「農地転用許可後の工事進捗状況完了報告の受理について」の件、日程第12、追加報告第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく嘱託代位登記の完了について」の件の4件を一括議題をいたします。

議 長

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加報告第1号の朗読】

6ページからの新旧対照表をご覧ください。

2条及び3条については、農業委員会に関する法律が改正となり、一般選挙から町長選任制へと変更になったことによる改正、

5条、6条については会長職務代理者についての条文の整理、

7条は、さきほどの農地委員及び担当地区の選任に関する事項の追加

8条は、会長専決について具体的な事務を列挙することにしたもの

9ページをご覧くださいなのですが、第12条の文言を整理したものです。

10ページから全文を載せています。

以上で、報告第1号の朗読と説明を終わります。

【追加報告第2号の朗読】

19ページからの新旧対照表をご覧ください。

全体的に総会手続きを整理したこと、農業委員会に関する法律の改正による町長選任制への改正、第3条、第4条の会長、会長職務代理者の1回の選挙で決まらなかった場合の決戦投票からくじへの変更、第15条からの動議の手続きの明確化、第24条からの傍聴の手続きの詳細化、明確化を行ったものです。

【追加報告第3号の朗読】

本件内容については、朗読したとおりです。

【追加報告第4号の朗読】

5月に利用調整を行った案件であり、本件内容については、朗読したとおりです。

以上で、報告事項の朗読と説明を終わります。

ただいまの、追加報告第1号について発言のある方は挙手願います。

【発言なし】

特に発言が無いようですので、追加報告第2号について発言のある方は挙手願います。

【発言なし】

特に発言が無いようですので、追加報告第3号について発言のある方は挙手願います。

【発言なし】

特に発言が無いようですので、追加報告第4号について発言のある方は挙手願います。

【発言なし】

特に発言が無いようですので、以上で追加報告第1号から第4号は報告済みとし、終わります。

日程第13、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第1号の朗読】

農業委員会に関する法律第17条第1項の規定により、新しい制度に移行する農業委員会は農業委員とは別に農地等の利用の最適化に資するため農地利用最適化推進委員も委嘱する必要があります。ただし、政令で定める基準に該当する場合は委嘱しないことができます。

先ほど朗読したとおりニセコ町は政令で定める基準に該当しますので、議案のとおり提案したものです。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか？

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め省略いたします。

これより、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第14、追加議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第2号の朗読】

1番については、土地地目変更を行うための願出です。農業用倉庫の宅地からはみ出している部分についての願出です。農業用倉庫等の転用は自己所有地に建築する場合は200㎡未満については許可不要、また農振農用地については90㎡未満の開発は許可不要となっています。

2番については、願出人は願出地で新規就農した方であり、自然栽培ということで原野を開墾して新規就農した者です。

就農してから3年を経過し、現況地目を農地としたいための願出です。

図面はそれぞれ39ページ、40ページに添付しています。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長

引き続き、現地を調査された当番委員であります長井委員より、現況の補足説明をお願いします。

10番

10番 長井です。
現地調査に係る補足説明をいたします。

先般、7月7日に、会長・地区担当委員・事務局と私とで現地調査を実施しました。

1番は、願出のとおり農業用倉庫が建築されておりました。
願出のとおり、非農地であると認めても問題ないと思います。

2番の土地については、ハウスでの作付けやその他一部作付けされており、残りの部分は草刈を行っている状態でした。所有者の方も同意されており、願出のとおり農地であると認めても問題ないと思います。

委員のみなさんのご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

これをもって、補足説明を終わります。

これより、追加議案第2号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第2号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

追加議案第3号については、大田委員が代表をしている法人が含まれておりますので、審議終了まで退室をお願いします。

議 長

【大田委員退室】

日程第15、追加議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

株式会社 大田農場 外2件の報告がありました。

農地所有適格法人は、年1回決算月から3ヶ月以内に農業委員会に対して報告を行うことになっています。

42ページをご覧ください。

農地を所有するための法人としての要件は

法人形態、売り上げ高、構成員、農業・農作業要件があり、

法人形態については農事組合法人か株式会社、特例有限会社、合資・合同・合名会社のいずれかでなければなりません。

売上高については、農業による売り上げ高が全部の売上の半分を超えること

構成員要件は、会社の議決権の割合について農業関係者の議決権が半分を超えていること

農業・農作業従事要件は、法人の役員が農業に150日以上、農作業に60日以上従事するか、農業・農作業に従事する重要な使用人がいること

全ての要件を満たすことで、農地を所有できる法人となることができます。

以上のことから

まずは株式会社 大田農場でございます。

形態要件の確認ですが、こちらは株式会社、

次に事業要件ですが、農業のみの事業を行っており、構成員についても農地提供者のみ、また役員が全て農業・農作業に従事するものですので要件に問題ありません。

次に43ページ 株式会社 成瀬産業でございます。

形態要件の確認ですが、こちらは株式会社、次に事業要件ですが、農業のみの事業を行っており、構成員についても農地提供者、農業常時従事者、

また役員が全て農業・農作業に従事するものですので要件に問題ありません。

次に44ページ 羊蹄グリーンビジネス 株式会社 でございます。

形態要件の確認ですが、こちらは株式会社、次に事業要件ですが、農業のみの事業を行っており、構成員についても農業常時従事者、

また役員が全て農業・農作業に従事するものですので要件に問題ありません。

以上のとおり、3件とも全て要件をみたしておりますので引き続き農地所有適格法人であるといえます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、追加議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第3号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

【大田委員着席】

日程第16、追加議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第4号の朗読】

調整委員については、担当地区の委員は新任委員であるため、隣接地区の松田委員を主任委員に、担当地区の委員である芳賀委員を調整委員として提案するものです。申し出箇所は46ページの図面に添付しています。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、追加議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

議 長

これより、追加議案第4号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第17、追加議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第5号の朗読】

本案については、48ページに記載した利用権の再設定の計画が2件、面積が18,004㎡です。

1番、2番ともに〇〇さんから〇〇〇〇〇さんへの賃借権の再設定で、1番は8,049㎡、期間5年間、10アールあたり10,000円、2番は9,995㎡期間5年間、10アールあたり3,000円です。

図面は49ページに添付しています。

受け手の方はニセコ町で積極的に農業を行っている認定農業者です。

以上の計画内容は、50ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

これより、追加議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、追加議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長

以上で、議案の審議は全部終了しました。

以上をもって、平成29年7月20日、第7回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年7月20日

議 長	荒 木 隆 志	Ⓧ
署名委員 仮議席1番	荒 木 隆 志	Ⓧ
署名委員 仮議席2番	山 崎 常 雄	Ⓧ